

報告第 8 号

専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月8日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

記

1 専決処分事項

和解及び損害賠償額の決定について

2 専決処分した理由

法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

令和3年9月2日

南風原町長 赤 嶺 正 之

1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について

2 相手方

3 事故の概要 令和3年6月28日、津嘉山幼稚園において、給食配送車が給食受室前にバックで停車後、給食配送車のブレーキ忘れによる自然発進により駐車車両の左前方部に衝突した。そのため、駐車車両の左前方部、給食配送車の左前方部を破損した。

4 損害賠償額 180,100円